



2024年2月8日

各位

会社名 BASE株式会社  
代表者名 代表取締役CEO 鶴岡 裕太  
(コード番号:4477 東証グロース)  
問合わせ先 取締役上級執行役員CFO 原田 健  
TEL. 03-6441-2075

### 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年3月26日開催予定の第11期定時株主総会の付議議案にすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 提案の理由

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が認められたことに伴い、当社は2022年3月23日開催の定時株主総会時に、感染症拡大又は天変地異の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益に照らして適切でないとして取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう定款第12条第2項を追加いたしました。現行定款第12条第2項の変更を行うものであります。

当社といたしましては、遠隔地の株主様等、多くの株主様の株主総会出席を容易にし、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図ることで、株主様の利益を確保するため、感染症拡大又は天変地異の発生等の有無に関わらず、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、定款規定につき所要の変更をお願いするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第11条 条文省略  (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第1条～第11条 現行どおり  (招集) 第12条 現行どおり
2 <u>当社は、感染症拡大又は天変地異の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益に照らして</u>	2 <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

<u>適切ではないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>	
第13条～第42条 条文省略	第13条～第42条 現行どおり

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2024年3月26日

定款変更の効力発生予定日 2024年3月26日

以上